

1 個人所得課税

1 物価上昇局面における基礎控除等の対応

(1) 基礎控除 (大綱 P. 32)

①基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が4万円引き上げられ、次の表のとおりとなります。

| 合計所得金額 | 基礎控除の額(本則) | |
|--------------------|------------|------|
| | 現行 | 改正後 |
| 2,350万円以下 | 58万円 | 62万円 |
| 2,350万円超 2,400万円以下 | 48万円 | 48万円 |
| 2,400万円超 2,450万円以下 | 32万円 | 32万円 |
| 2,450万円超 2,500万円以下 | 16万円 | 16万円 |

②上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。

③上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、その公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。)の支払者から還付等をするための措置が講じられます。

適用期日等：令和8年分以後の所得税について適用。給与等及び公的年金等の源泉徴収については、

令和9年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用

(2) 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例(大綱 P. 33)

①居住者のその年分の合計所得金額が655万円(令和10年分以後の各年分にあっては、132万円)以下である場合の基礎控除の控除額の加算額が、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされます。

| 合計所得金額 | 基礎控除の控除額の加算額 | |
|----------------|--------------|----------|
| | 令和8・9年分 | 令和10年分以後 |
| 132万円以下 | 42万円 | 37万円 |
| 132万円超 336万円以下 | 42万円 | — |
| 336万円超 489万円以下 | 42万円 | — |
| 489万円超 655万円以下 | 5万円 | — |

②上記①の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。

適用期日等：②については、令和9年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用

(令和8・9年分の基礎控除の額)

| 合計所得金額 | 令和8年分 | | 令和9年分 | |
|--------------------|-------|----------------|-------|----------------|
| | 現行 | 改正後 | 現行 | 改正後 |
| 132万円以下 | 95万円 | 104万円(62万+42万) | 95万円 | 104万円(62万+42万) |
| 132万円超～336万円以下 | 88万円 | 104万円(62万+42万) | | 104万円(62万+42万) |
| 336万円超～489万円以下 | 68万円 | 104万円(62万+42万) | | 104万円(62万+42万) |
| 489万円超～655万円以下 | 63万円 | 67万円(62万+5万) | | 67万円(62万+5万) |
| 655万円超～2,350万円以下 | 58万円 | 62万円 | | 62万円 |
| 2,350万円超～2,400万円以下 | 48万円 | 48万円 | 48万円 | 48万円 |
| 2,400万円超～2,450万円以下 | 32万円 | 32万円 | 32万円 | 32万円 |
| 2,450万円超～2,500万円以下 | 16万円 | 16万円 | 16万円 | 16万円 |

(3) 給与所得控除 (大綱 P. 32)

- ①給与所得控除について、65万円の最低保障額が69万円に引き上げられます。
- ②上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和8年分以後の所得税について適用②については、令和9年1月1日以後に支払うべき給与等について適用

(4) 給与所得控除の最低保障額の特例の創設 (大綱 P. 33)

- ①令和8年及び令和9年における給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例が創設されます。
- ②上記①の特例は、年末調整において適用できることとされます。
- ③その他所要の措置が講じられます。

(令和8・9年分の給与所得控除の額)

| 給与等の収入金額 | 現行 | 改正後(令和8・9年) |
|----------------|----------------|----------------|
| 190万円まで | 65万円 | 74万円(69万+5万) |
| 190万円超～220万円以下 | 収入金額×30%+8万円 | 74万円(69万+5万) |
| 220万円超～360万円以下 | | 収入金額×30%+8万円 |
| 360万円超～660万円以下 | 収入金額×20%+44万円 | 収入金額×20%+44万円 |
| 660万円超～850万円以下 | 収入金額×10%+110万円 | 収入金額×10%+110万円 |
| 850万円超 | 195万円(上限) | 195万円(上限) |

(5) 上記(1)及び(3)の見直しに伴う所要の措置 (大綱 P. 33)

- ①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が62万円以下(現行：58万円以下)に引き上げられます。
- ②ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が62万円以下(現行：58万円以下)に引き上げられます。
- ③勤労学生の合計所得金額要件が89万円以下(現行：85万円以下)に引き上げられます。
- ④家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が69万円(現行：65万円)に引き上げられます。
- ⑤その他所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和8年分以後の所得税について適用

(6) ひとり親控除 (大綱 P. 34)

- ①ひとり親控除について、控除額が38万円(現行：35万円)に引き上げられます。
- ②上記①の見直しに伴い、所要の措置が講じられます。

適用期日等：令和9年分以後の所得税について適用

2 住宅・土地税制

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (大綱 P. 34)

適用期限(令和7年12月31日)を令和12年12月31日まで5年延長するとともに、次の表のとおりとなります。

(住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置)

| 控除率: 0.7% | | | 2026 (R8) | 2027 (R9) | 2028 (R10) | 2029 (R11) | 2030 (R12) | | | | |
|------------|--------------|----|--|-----------|---|------------|------------|--|--|--|--|
| 借入限度額・控除期間 | 長期優良住宅・低炭素住宅 | 新築 | 4,500万円 (5,000万円) × 13年 | | | | | | | | |
| | | 既存 | 3,500万円 (4,500万円) × 13年 | | | | | | | | |
| | ZEH水準省エネ住宅 | 新築 | 3,500万円 (4,500万円) × 13年 | | | | | | | | |
| | | 既存 | 3,500万円 (4,500万円) × 13年 | | | | | | | | |
| | 省エネ基準適合住宅 | 新築 | 2,000万円 (3,000万円) × 13年 | | - (支援対象外) (ただし、2027年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円×10年) | | | | | | |
| | | 既存 | 2,000万円 (3,000万円) × 13年 | | | | | | | | |
| | その他住宅 | 新築 | - (支援対象外) | | | | | | | | |
| | | 既存 | 2,000万円 × 10年 | | | | | | | | |
| 所得要件 | | | 2,000万円 | | | | | | | | |
| 床面積要件 | | | 40m ² 以上 (ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50m ² 以上) | | | | | | | | |
| 立地要件 | | | (令和10年以降入居分から) 土砂災害等の災害レッドゾーン※の新築住宅は適用対象外 (建替え・既存住宅・リフォームは適用対象) | | | | | | | | |

※ 借入限度額のカッコ内は、子育て世帯等 (=「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」) に適用される借入限度額

※ 買取再販住宅は、新築住宅と同等の支援水準、リフォームの借入限度額・控除期間は、2,000万円、10年

※ 災害レッドゾーン : 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、災害危険区域 (都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった区域に限る)

➢ 認定住宅等の投資型減税について、適用期限を3年延長するとともに、災害レッドゾーンの住宅を対象外とする。

(出典 : 令和8年度国土交通省税制改正概要)

(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (大綱 P. 40)

一定の見直しを行った上、適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されます。

(3) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例 (大綱 P. 41)

一定の見直しを行った上、適用停止措置の期限が令和11年3月31日まで3年延長されます。

(4) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除 (大綱 P. 44)

適用期限が、令和10年12月31日まで3年延長されます。

(5) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 (大綱 P. 44)

適用期限が、令和9年12月31日まで2年延長されます。

(6) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (大綱 P. 44)

①適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されます。

②標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しが行われます。

適用期日等 : ②については、令和9年1月1日以後に行う耐震改修工事について適用

(7) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (大綱 P. 44)

①適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されます。

②改修工事をした居住の用に供する家屋でその床面積が40m²以上50m²未満であるものについても、本特例の適用ができますとされます。ただし、その者のその年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用されません。

③標準的な工事費用の額について、工事の実績を踏まえて見直しが行われます。

適用期日等 : ③については、特定の改修工事をした家屋を令和9年1月1日以後に居住の用に供する場合について適用

(8) 認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 (大綱 P. 44)

一定の見直しを行った上、適用期限が令和10年12月31日まで3年延長されます。

(9) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (大綱 P. 45)

一定の見直しを行った上、適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されます。

適用期日等 : 令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用

(10) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 (大綱 P. 45)

一定の見直しを行った上、適用期限が令和9年12月31日まで2年延長されます。

適用期日等 : 令和8年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡に係る買換資産について適用

(11) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

(大綱 P. 46)

特例が廃止されます。

3 金融・証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)

(大綱 P. 48)

①非課税口座の口座開設可能年齢の下限が撤廃され、つみたて投資枠の対象年齢が0歳まで拡充されます。

②口座保有者である子が0歳から17歳の間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円とされます。

③非課税口座を開設した居住者等がその年3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、次の場合を除き、払い出しできません。

| | |
|-------|---|
| 12歳未満 | 災害により居住家屋が全壊した等で税務署長の確認を受けた場合 |
| 12歳以降 | 特定事由(学校等の入学金等、教育費、生活費の支払)に該当し、その払い出しについて口座保有者である子の同意を得たことを証する書類等の提出があった場合 |

適用期日等 : 令和9年1月1日以後について適用

| (概要) | つみたて投資枠 こどもNISA | 成長投資枠 |
|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 対象年齢 | 0~17歳 | 18歳以上 |
| 年間投資枠 | 60万円 | 120万円 |
| 非課税 保有限度額 | 600万円 | 1,800万円 |
| 投資対象商品 | 長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 | 長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 |
| 運用管理 | 一定の要件※の下、12歳以降は払出しが可 | 制限なし |
| | | 1,200万円(内数) |
| | | 上場株式・投資信託等 |
| | | 制限なし |

※ 資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申出書を金融機関に提出する。

(出典：金融庁 令和8年度税制改正について)

(2) 暗号資産の分離課税等 (大綱 P. 52)

- ①金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等(特定暗号資産)の譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税することとされます。
- ②特定暗号資産を暗号資産取引業を行う者に対して譲渡等をしたことにより生じた損失の金額のうち、その譲渡等をした日の属する年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額があるときは、一定の要件の下で、その控除しきれない金額についてその年の翌年以後3年内の各年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除を可能とすることとされます。

適用期日等：上記①②については、金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年の1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等について適用

【制度概要（所得税+住民税）】

| 上場株式等 | | ETF | | 金融商品先物取引等 | |
|--------------------|---------------------------|---|------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 譲渡所得 | 申告分離課税 20% | 譲渡所得 | 申告分離課税 20% | 雑所得 | 申告分離課税 20% |
| 一定の暗号資産(※1) | | 一定の暗号資産(※1)を 投資対象とするETF | | 一定の暗号資産(※1)を 原資産としたデリバティブ | |
| 雑所得 ⇒譲渡所得 | 総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20% | 現在は組成不可(政令改正必要) ⇒政令改正により組成可能とする ⇒申告分離課税 20% | | 雑所得 | 総合課税 最大55% ⇒申告分離課税 20% |

※1 暗号資産取引業者が取り扱う暗号資産

※2 復興特別所得税除外

(出典：金融庁 令和8年度税制改正について)

- ③総合課税の譲渡所得の基となる暗号資産について、次の措置が講じられます。

| |
|--|
| イ その暗号資産の譲渡益について、譲渡所得の特別控除額を控除しないこととする。 |
| ロ その暗号資産については、5年を超えて保有した資産に係る譲渡所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。 |
| ハ その暗号資産に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については、他の総合課税の対象となる所得との損益通算を適用しないこととする。 |

適用期日等：金融商品取引法の改正法の施行の日の属する年の翌年分以後の所得税について適用

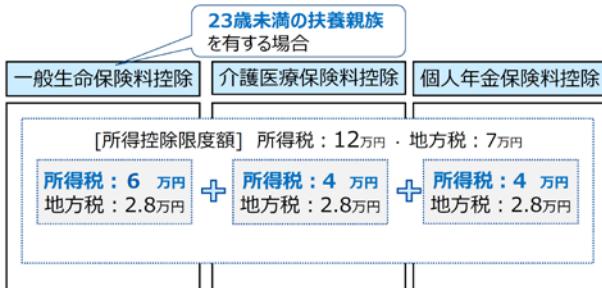
- ④その他所要の措置が講じられます。

(3) 生命保険料控除の特例 (大綱 P. 54)

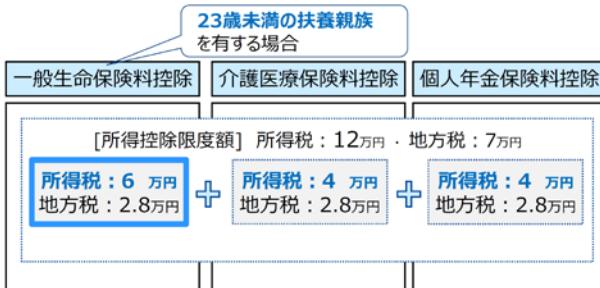
年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例の適用期限が令和9年分まで1年延長されます。

(改正概要)

【現行（令和8年の時限措置）】



【改正後（令和9年までの時限措置）】



※措置の内容は変更無し

(出典：令和8年度厚生労働省関係税制改正について)

4 税制特別措置等

(1) 特定の基準所得金額の課税の特例 (大綱 P. 55)

特例対象者を個人でその者のその年分の基準所得金額が1億6,500万円(現行：3億3,000万円)を超えるものとともに、税率が30%(現行：22.5%)に引き上げられます。

適用期日等：令和9年分以後の所得税について適用

(2) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (大綱 P. 55)

適用期限が令和11年12月31日まで3年延長されます。

(3) 青色申告特別控除 (大綱 P. 55)

①正規の簿記の原則により記帳している場合の青色申告について、次の見直しが行われます。

| 条件 | 控除額 | |
|--|------|------|
| | 現行 | 改正後 |
| その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに書面で行う場合 | 55万円 | 10万円 |
| その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織(e-Tax)を使用して行う場合 | 65万円 | 65万円 |
| 上記に加え、次の要件を満たす場合 ・その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳につき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること(国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす場合に限ります。) | 65万円 | 75万円 |

②10万円の青色申告特別控除の対象者から、その年において不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む者で、これらの所得に係る取引を簡易な簿記の方法により記録しているもののうち、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める者が除外されます。

| | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 不動産所得を生ずべき事業を営む者である場合 | その年の前々年分の不動産所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの |
| 事業所得を生ずべき事業を営む者である場合 | その年の前々年分の事業所得に係る収入金額が1,000万円を超えるもの |

適用期日等：令和9年分以後の所得税について適用

(4) 山林所得に係る森林計画特別控除 (大綱 P. 56)

適用期限が令和10年12月31日まで2年延長されます。

(5) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例 (大綱 P. 56)

- ①スイッチOTC医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限を撤廃するとともに、それ以外の医薬品の購入の対価に係る部分はその適用期限が5年延長されます。
- ②対象となる医薬品の範囲が見直されます。

適用期日等：令和9年分以後の所得税について適用

5 その他

(1) 通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする者が受ける通勤手当 (大綱 P. 58)

- ①通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

| 現行 | | 改正案 | |
|-----------------|---------|-----------------|---------|
| 通勤距離の区分 | 非課税限度額 | 通勤距離の区分 | 非課税限度額 |
| 2km未満 | (全額課税) | 2km未満 | (全額課税) |
| 片道2km以上 10km未満 | 4,200円 | 片道2km以上 10km未満 | 4,200円 |
| 片道10km以上 15km未満 | 7,300円 | 片道10km以上 15km未満 | 7,300円 |
| 片道15km以上 25km未満 | 13,500円 | 片道15km以上 25km未満 | 13,500円 |
| 片道25km以上 35km未満 | 19,700円 | 片道25km以上 35km未満 | 19,700円 |
| 片道35km以上 45km未満 | 25,900円 | 片道35km以上 45km未満 | 25,900円 |
| 片道45km以上 55km未満 | 32,300円 | 片道45km以上 55km未満 | 32,300円 |
| 片道55km以上 | 38,700円 | 片道55km以上 65km未満 | 38,700円 |
| | | 片道65km以上 75km未満 | 45,700円 |
| | | 片道75km以上 85km未満 | 52,700円 |
| | | 片道85km以上 95km未満 | 59,600円 |
| | | 片道95km以上 | 66,400円 |

- ②一定の要件を満たす駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする者の1月当たりの非課税限度額については、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりのその駐車場等の料金相当額(5,000円が上限とされます。)を加算した金額とすることとされました。

(2) 公的年金等に係る雑所得 (大綱 P. 59)

給与等の収入金額及び公的年金等の収入金額を有する者について、その年分の給与所得控除額と公的年金等控除額の合計額が280万円を超える場合には、その超える部分の金額をその公的年金等控除額から控除することとされます。

適用期日等：令和9年分以後の所得税について適用

(3) 使用者からの食事の支給により受ける経済的利益 (大綱 P. 60)

所得税が非課税とされるその食事の支給に係る使用者の負担額の上限が月額7,500円(現行：月額3,500円)に引き上げられます。

(4) 使用者が深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭 (大綱 P. 60)

所得税が非課税とされる1回の支給額が650円以下(現行：300円以下)に引き上げられます。